

議案第20号

三田市オンブズパーソン条例の一部を改正する条例の制定について

三田市オンブズパーソン条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月18日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市オンブズパーソン条例の一部を改正する条例

三田市オンブズパーソン条例（平成25年三田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 市の機関は、オンブズパーソンから第14条に規定する調査結果の通知を受けたときは、誠実かつ適切に対応しなければならない。

第12条第3項を次のように改める。

3 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査を開始した後においても、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を中止することができる。

(1) 第11条第1項各号に該当することが判明したとき。

(2) その他調査を継続し難い相当な事由が生じたとき。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。